

市民活動団体登録（任意団体）の規約について

「遊びのまなびや とびっきり！」規約

（名称）

第1条 本会は、「遊びのまなびや とびっきり！」と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、大阪市天王寺区味原町に置く。

（目的）

第3条 本会は、青少年（20歳まで）に関する活動（事業）を行うことにより、豊かな人間性を育むことを目的とし、2018年10月1日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために体験活動を行い次の事業を実施する。

- (1) ふれあう活動
- (2) 味わう活動
- (3) その他、目的達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員承認を得るものとする。

（会費）

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。
金額については、総会において別に定める。

（退会）

第8条 1・会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2・会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 1・本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

2・第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3・役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 1・代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2・副代表は、代表を補佐し、これに事故あるとき又は欠席のときはその職務を代行する。

3・会計は、会の業務および収支の状況を把握し、管理する。

(解任)

第11条 役員が心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるときは、議決により、これを解任することができる。

(総会)

第12条 1・本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2・総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

3・総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

- 第 14 条 1・役員会は、役員をもって構成する。
2・役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他
総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書および決算)

- 第 15 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、
総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

- 第 16 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事務局)

- 第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

- 第 18 条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

- 第 19 条 この規約は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ
変更できない。

附則

- 1 : この規約は、2018 年 10 月 5 日から施行する。